

(2) 病床機能分化・連携推進施設設備整備事業 (用途変更等分)

1 事業内容

(1) 補助対象事業者

一般病床又は療養病床の削減を行う病院及び有床診療所

※ ただし、病院にあつては10床以上、診療所にあつては4床以上削減するものに限る。

※ 人件費については、病床機能転換を行う場合も対象とする。

(2) 補助対象事業

次の事業を一つ又は複数選択して実施することができる。

① 建物の改修整備

一般病床又は療養病床の削減に伴い不要となる病棟・病室を職員休憩室や会議室などの他の用途に変更するための施設整備

(整備例)

- ① A病棟及びB病棟を削減し、不要となる建物1棟を教育研修棟に改修
- ② C病棟を削減し不要となるワンフロアを職員休憩室に改修

② 建物や医療機器の処分に係る損失

一般病床又は療養病床の削減に伴い不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る。）

注1) 医療機器については、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）のみを対象とする（「有姿除却」は対象としない）。

注2) 建物については、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）を対象とするが、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、廃棄又は売却を伴わない損失（固定資産除却損）についても対象とする。この場合、翌年度以降、解体する際に発生する損失（固定資産廃棄損）についても、対象とする。

注3) 「固定資産売却損」については、関係事業者への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く。）は、関係事業者でも対象とする。

※ 関係事業者とは、医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令（医療法施行規則第32条の6第1項第1号）で定める特殊の関係がある者をいう。

【対象となる勘定科目】

- ・ 固定資産除却損
- ・ 固定資産廃棄損（解体費用、処分費用）
- ・ 固定資産売却損（売却収入を含む）

③ 人件費

一般病床又は療養病床の削減若しくは機能転換に伴い退職する職員の早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る。）の活用により上積みされた退職金の割増相当額。（地域医療構想の達成に向けた病床削減又は機能転換に伴い退職する職員に限り対象とする。）

(3) 補助対象経費及び補助基準額

1 区分	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率
建物の改修整備	一般病床又は療養病床の削減に伴い不要となる病室等を改修し、他の用途（病室としての用途以外に限る。）に変更するのに要する工事費又は工事請負費	削減する病床1床あたり 300千円	2分の1
建物や医療機器の処分に係る損失	一般病床又は療養病床の削減に伴い不要となる建物や医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失で財務諸表上の特別損失に計上されるもの	削減する病床1床あたり 2,000千円	2分の1
人件費	一般病床又は療養病床の削減若しくは機能転換に伴い退職する職員を対象とした早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額	1人あたり 6,000千円	2分の1

2 事業期間

原則として、補助金の交付決定後に工事等に着手することとし、令和7年3月31日までに完了すること。

なお、年度内の完了が困難と見込まれる場合及び交付決定前に着手する必要がある場合は、事業計画書提出前に相談すること。

3 補助金の交付の条件（主なもの）

(1) 医療法施行令に規定する届出

許可病床のうち、一般病床又は療養病床を削減する医療機関にあっては、医療法施行令第4条各項に規定する届出を速やかに行うこと。

(2) 地域医療構想調整会議での説明

当該事業の計画を提出し、補助金の交付を希望する事業者には、各構想区域の地域医療構想調整会議において、実施内容の説明を求める場合がある。

4 事業計画の提出から補助事業の採択までの流れ

補助金の交付を希望する医療機関は、県に以下の書類を提出すること。

※ 様式の電子ファイルについては、県医療業務課のホームページに掲載
(http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/iryo/R6youto_01.html)

(1) 提出書類

① 共通事項

- ・ 事業計画書（第3号様式）

② 建物の改修整備

- ・ 事業計画書（第3号様式-1）
- ・ 工事設計図
- ・ 工事仕訳書（見積書）

③ 建物や医療機器の処分に係る損失

- ・ 事業計画書（第3号様式-2）
- ・ 一般病床又は療養病床の削減に伴い不要となる建物や医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失がわかる書類

④ 人件費

- ・ 事業計画書（第3号様式-3）
- ・ 一般病床又は療養病床の削減若しくは機能転換に伴い退職した職員の早期退職制度の割増相当額がわかる書類

※ 上記については、「令和6年度青森県病床機能分化・連携推進施設設備整備費補助金（用途変更等分）交付要綱」の各号様式となる。

(2) 補助対象事業の採択

県は、上記(1)の提出書類を審査し、必要に応じてヒアリング及び実地調査を行い、補助対象事業者を決定する。